

「漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案についての意見・情報の募集」の結果について

令和6年12月27日
農林水産省水産庁

この度、「漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案」について、令和6年11月12日から12月11日までの期間、広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリックコメント手続を実施いたしました。

その結果、募集期間において、3名の方から御意見が寄せられました。

お寄せいただいた主な御意見及びそれに対する考え方を別紙1のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。なお、取りまとめの都合上、内容により適宜集約させていただきます。

また、本件につきましては、パブリックコメントに付した案に一部修正を加え、別紙2のとおり当該政令を制定することとしましたのでお知らせいたします。

皆様方の御協力に深くお礼申し上げますとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【問い合わせ】

農林水産省水産庁漁政部加工流通課
電話：03-3502-8427

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案についての
意見・情報の募集についての御意見及びそれに対する考え方

○ 御意見の内容及びそれに対する考え方

御意見の概要	回答
しっかりとトレーサビリティを担保できる体制を構築すべき。	貴重な御意見として承ります。
いいことだと思います。	貴重な御意見として承ります。
立入検査等の事務を消費・安全局が行っているのはなぜか。水産庁は積極的に把握するよう努めているのか。	<p>水産流通適正化制度において監督の対象となる取扱事業者は、生産、流通、加工、小売・飲食業者等、多岐にわたるため、当該制度に関する立入検査等も含めた監督事務については、都道府県知事や、既に物資の表示に関する事務等を所掌する消費・安全局において所掌することが効率的かつ実効的と考えられることから、消費・安全局にて行うこととしています。</p> <p>他方、今般の改正法は、対象となる水産物の採捕事業者に対する監督事務については、TAC制度に違反した漁獲物の流通を防止することが目的であるため、TAC制度を所管する水産庁が一体的に行うことが効率的かつ実効的であるため、当該事務を水産庁で行うこととしています。</p> <p>いずれにしても、水産庁及び消費・安全局では、水産流通適正化制度の適切な運用に向けて、個人情報の取扱いに留意しつつ、それぞれの監督業務に関し互いに連携しながら取り組んでいるところであり、引き続きこのような連携を適切に実施してまいります。</p>

※とりまとめの都合上、内容を適宜要約しております。

政令第 号

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う

関係政令の整備に関する政令

内閣は、漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十六号）の施行に伴い、並びに同法附則第八条並びに特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号）第十八条第一項及び第三十三条第二項、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五条第二号（同法第十四条において準用する場合を含む。）並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（漁業法施行令の一部改正）

第一条 漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「第百八十三条第一項」を「第百八十四条第一項」に改める。

第二十一条中「第百八十三条第二項」を「第百八十四条第二項」に改める。

(特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第十三条第二項の規定により都道府県が処理する事務に関する政令の一部改正)

第二条 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第十三条第二項の規定により都道府県が処理する事務に関する政令(令和四年政令第十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行令

本則第一項中「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(以下「法」という。)」を「法」に改め、同項ただし書中「第七号及び第八号」を「第八号及び第九号」に改め、「(特定第一種水産動植物等取扱事業者)」の下に「(特定第一種第二号水産動植物採捕事業者(法第七条第一項に規定する特定第一種第二号水産動植物採捕事業者をいう。以下この項において同じ。))を除く。)」を加え、「、その」を「その」に、「いう。)」が「を「いう。))」又は特定第一種第二号水産動植物採捕事業者であつて特定第一種第二号水産動植物の採捕の事業を一の都道府県知事が設定した知事管理区分(漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十四条第二項第二号に規定する知事管理区分をいう。))のみにおいて行う

もの（以下「地域特定第一種第二号水産動植物採捕事業者」という。）が」に改め、同項第一号中「特定第一種水産動植物の」を「特定第一種第一号水産動植物の」に、「特定第一種水産動植物又は」を「特定第一種第一号水産動植物又は」に、「特定第一種水産動植物等」を「特定第一種第一号水産動植物等」に改め、「（昭和二十四年法律第二百六十七号）」を削り、同項第三号中「第七条第一項」を「第十条第一項」に改め、同項第四号中「第七条第二項」を「第十条第二項」に改め、同項第五号中「第七条第一項」を「第十条第一項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同項第八号中「第十二条第一項」を「第三十二条第一項」に、「第十条」を「第十三条」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「第十二条第一項」を「第三十二条第一項」に、「第十条」を「第十三条」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「第八条第一項」を「第十一条第一項」に、「に関するもの」を「又は地域特定第一種第二号水産動植物採捕事業者に関するもの」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 法第十条第二項又は第三項の規定による勧告及び当該勧告に係る同条第四項の規定による命令（地域特定第一種第二号水産動植物採捕事業者に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県知事

本則第五項中「第五号」を「第六号」に改め、本則第六項中「同項第七号又は第八号」を「同項第八号又は第九号」に、「第五号」を「第六号」に改め、本則第七項中「又はその者」を「若しくは地域特定第一種第二号水産動植物採捕事業者又はこれらの者」に、「第十二条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、「当該地域特定第一種水産動植物等取扱事業者」の下に「又は地域特定第一種第二号水産動植物採捕事業者」を加え、「第六条」を「第九条」に、「第七条第一項若しくは第二項」を「第十条第一項から第三項まで」に、「同項第三号又は第四号」を「同項第三号、第四号又は第六号」に改め、本則第八項中「同項第七号又は第八号」を「同項第八号又は第九号」に改め、本則を第二条とし、同条に見出しとして「（都道府県が処理する事務）」を付し、同条の前に次の一条を加える。

（指定交付機関の指定の有効期間）

第一条 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第十八条第一項の政令で定める期間は、三年とする。

（卸売市場法施行令の一部改正）

第三条 卸売市場法施行令（昭和四十六年政令第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

二十六 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号）

（農林水産省組織令の一部改正）

第四条 農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第八号中「第二条第二項」を「第二条第三項」に、「同法第七条第一項又は第二項」を「届出採捕者（同法第三条第三項に規定する届出採捕者をいう。第三十四条第十号において同じ。）及び特定第一種水産動植物等取扱事業者（特定第一種第二号水産動植物採捕事業者（同法第七条第一項に規定する特定第一種第二号水産動植物採捕事業者をいう。第二百二十三条第八号及び第二百二十八条第二号において同じ。）以外の同法第二条第五項に規定する特定第一種水産動植物等取扱事業者をいう。第三十四条第十号において同じ。）に対する同法第十条第一項又は第二項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「第十二条第一項」を「第三十二条第一項」に改める。

第三十四条第十号中「関すること（」の下に「届出採捕者及び特定第一種水産動植物等取扱事業者に対する」を加え、「第七条第一項又は第二項」を「第十条第一項又は第二項」に、「同条第三項」を「同条

第四項」に、「第十二条第一項」を「第三十二条第一項」に改める。

第二百二十二条第十六号中「消費・安全局」の下に「資源管理部」を加える。

第二百二十三条に次の一号を加える。

八 特定第一種第二号水産動植物等（特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第二条第四項に規定する特定第一種第二号水産動植物等をいう。第三百三十八条第二号において同じ。）の取引等に係る情報の記録及び伝達に関すること（特定第一種第二号水産動植物採捕事業者に対する同法第十条第二項又は第三項の規定による勧告、同条第四項の規定による命令並びに同法第三十二条第一項の規定による報告の徴収、物件の提出の要求及び立入検査の実施に係るものに限る。）。

第三百二十二条第一号中「消費・安全局」の下に「資源管理部」を加える。

第三百二十五条第二号中「第三百三十八条」を「第三百三十八条第一号」に改める。

第三百三十八条を次のように改める。

（漁獲監理官の職務）

第三百三十八条 漁獲監理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 特定水産資源（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第二項第三号に規定する特定水産資源をいう。）の漁獲の指導及び監督に関すること。

二 特定第一種第二号水産動植物等の取引等に係る情報の記録及び伝達に関すること（特定第一種第二号水産動植物採捕事業者に対する特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第十条第二項又は第三項の規定による勧告、同条第四項の規定による命令並びに同法第三十二条第一項の規定による報告の徴収、物件の提出の要求及び立入検査の実施に係るものに限る。）。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。ただし、次項の規定は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

（経過措置）

2 改正法附則第五条第二項の規定による届出（第二条の規定による改正後の特定水産動植物等の国内流通

の適正化等に関する法律施行令第二条第一項ただし書に規定する地域特定第一種水産動植物等取扱事業者及び地域特定第一種第二号水産動植物採捕事業者に関するものに限る。)に関する事務は、当該都道府県知事が行うこととする。

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新
旧対照条文 目次

- 漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）（第一条関係）…………… 1
- 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第十三条第二項の規定により都道府県が処理する事務に関する政令（令和四年政令第十八号）（第二条関係）…………… 3
- 卸売市場法施行令（昭和四十六年政令第二百二十一号）（第三条関係）…………… 7
- 農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）（第四条関係）…………… 8

改正案	現行
<p>（農林水産大臣が自ら行うことができる都道府県知事の権限等）</p> <p>第二十条 法第百八十四条第一項の規定により農林水産大臣が自ら行うことができる都道府県知事の権限は、法第六十二条第一項（同条第二項第一号に掲げる事項に係る部分に限る。）、第六十四条第一項から第四項まで及び第六項（これらの規定を同条第八項及び法第六十七条第二項において準用する場合を含む。）、第六十七条第一項、第六十九条第一項、第七十条（法第七十六条第三項において準用する場合を含む。）、第七十二条第六項及び第七項、第七十六条第一項、第七十八条第二項及び第三項、第七十九条第一項ただし書及び第三項、第八十条、第八十六条第一項及び第二項（これらの規定を法第八十八条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する場合を含む。）、第八十七条（法第八十八条第四項において準用する場合を含む。）、第八十八条第一項及び第二項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）並びに第八十九条第一項（法第八十八条第四項において準用する場合を含む。）及び第三項（法第八十八条第四項並びに第九十二条第三項及び第九十三条第三項（これらの規定を法第八十八条第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定、法第九十条、第九十一条、第九十二条第一項及び第二項、第九十三条第一項及び第二項並びに第九十四条の規定（これらの規定を法第八十八条第四項において準用する</p>	<p>（農林水産大臣が自ら行うことができる都道府県知事の権限等）</p> <p>第二十条 法第百八十三条第一項の規定により農林水産大臣が自ら行うことができる都道府県知事の権限は、法第六十二条第一項（同条第二項第一号に掲げる事項に係る部分に限る。）、第六十四条第一項から第四項まで及び第六項（これらの規定を同条第八項及び法第六十七条第二項において準用する場合を含む。）、第六十七条第一項、第六十九条第一項、第七十条（法第七十六条第三項において準用する場合を含む。）、第七十二条第六項及び第七項、第七十六条第一項、第七十八条第二項及び第三項、第七十九条第一項ただし書及び第三項、第八十条、第八十六条第一項及び第二項（これらの規定を法第八十八条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する場合を含む。）、第八十七条（法第八十八条第四項において準用する場合を含む。）、第八十八条第一項及び第二項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）並びに第八十九条第一項（法第八十八条第四項において準用する場合を含む。）及び第三項（法第八十八条第四項並びに第九十二条第三項及び第九十三条第三項（これらの規定を法第八十八条第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定、法第九十条、第九十一条、第九十二条第一項及び第二項、第九十三条第一項及び第二項並びに第九十四条の規定（これらの規定を法第八十八条第四項において準用する</p>

場合を含む。)並びに法第百六条第七項(同条第九項において準用する場合を含む。)の規定による権限とする。

2 農林水産大臣は、法第百八十四条第一項の規定により漁場を管轄する都道府県知事を指定し、又は自ら都道府県知事の権限を行おうとするときは、あらかじめ、関係都道府県及び関係海区漁業調整委員会又は関係内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない。

3 農林水産大臣は、法第百八十四条第一項の規定により漁場を管轄する都道府県知事を指定し、又は自ら都道府県知事の権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を関係都道府県及び関係海区漁業調整委員会又は関係内水面漁場管理委員会に通知しなければならない。

第二十一条 法第百八十四条第二項の政令で定める要件は、当該漁場が二以上の都道府県知事の管轄に属する漁場又は管轄が明確でない漁場と一体的に管理することが適当なものであることとする。

2 法第百八十四条第二項の規定により農林水産大臣が自ら行うことができる都道府県知事の権限は、前条第一項に規定する権限とする。

3 都道府県知事は、法第百八十四条第二項の規定による同意をしようとするときは、あらかじめ、関係海区漁業調整委員会又は関係内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、法第百八十四条第二項の規定により自ら都道府県知事の権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該都道府県及び関係海区漁業調整委員会又は関係内水面漁場管理委員会に通知しなければならない。

場合を含む。)並びに法第百六条第七項(同条第九項において準用する場合を含む。)の規定による権限とする。

2 農林水産大臣は、法第百八十三条第一項の規定により漁場を管轄する都道府県知事を指定し、又は自ら都道府県知事の権限を行おうとするときは、あらかじめ、関係都道府県及び関係海区漁業調整委員会又は関係内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない。

3 農林水産大臣は、法第百八十三条第一項の規定により漁場を管轄する都道府県知事を指定し、又は自ら都道府県知事の権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を関係都道府県及び関係海区漁業調整委員会又は関係内水面漁場管理委員会に通知しなければならない。

第二十一条 法第百八十三条第二項の政令で定める要件は、当該漁場が二以上の都道府県知事の管轄に属する漁場又は管轄が明確でない漁場と一体的に管理することが適当なものであることとする。

2 法第百八十三条第二項の規定により農林水産大臣が自ら行うことができる都道府県知事の権限は、前条第一項に規定する権限とする。

3 都道府県知事は、法第百八十三条第二項の規定による同意をしようとするときは、あらかじめ、関係海区漁業調整委員会又は関係内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、法第百八十三条第二項の規定により自ら都道府県知事の権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該都道府県及び関係海区漁業調整委員会又は関係内水面漁場管理委員会に通知しなければならない。

○ 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第十三条第二項の規定により都道府県が処理する事務に関する政令（令和四年政令第十八号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行令</p> <p>（指定交付機関の指定の有効期間）</p> <p>第一条 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第十八条第一項の政令で定める期間は、三年とする。</p> <p>（都道府県が処理する事務）</p> <p>第二条 法に規定する農林水産大臣の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこととする。ただし、第八号及び第九号に掲げる事務（特定第一種水産動植物等取扱事業者（特定第一種第二号水産動植物採捕事業者（法第七条第一項に規定する特定第一種第二号水産動植物採捕事業者をいう。以下この項において同じ。）を除く。）であつてその主たる事務所並びに工場、店舗、事業所及び倉庫が一の都道府県の区域内のみにあるもの（以下「地域特定第一種水産動植物等取扱事業者」という。）又は特定第一種第二号水産動植物採捕事業者であつて特定第一種第二号水産動植物の採捕の事業を一の都道府県知事が設定した知事管理区分（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十</p>	<p>特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第十三条第二項の規定により都道府県が処理する事務に関する政令</p> <p>（新設）</p> <p>1 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（以下「法」という。）に規定する農林水産大臣の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこととする。ただし、第七号及び第八号に掲げる事務（特定第一種水産動植物等取扱事業者であつて、その主たる事務所並びに工場、店舗、事業所及び倉庫が一の都道府県の区域内のみにあるもの（以下「地域特定第一種水産動植物等取扱事業者」という。）が行う特定第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業に係るものにあつては、法の目的を達成するため特に必要があると認められる場合におけるものに限る。）については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。</p>

四 条第二項第二号に規定する知事管理区分をいう。)のみにおいて行うもの(以下「地域特定第一種第二号水産動植物採捕事業者」という。)が行う特定第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業に係るものにあつては、法の目的を達成するため特に必要があると認める場合におけるものに限る。)については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第三条第一項の規定による届出の受理及び当該届出に係る同条第二項の規定による通知(特定第一種第一号水産動植物の採捕の事業を行う者であつて、自らが採捕した特定第一種第一号水産動植物又はこれを原材料とする加工品である特定第一種第一号水産動植物等の譲渡しの事業を行おうとするもののうち、一の都道府県知事のみ漁業法その他の関係法令の規定による許可、免許その他の処分に基づいて当該採捕の事業を行うもの(その所属する団体が当該者に代わつてこれらの特定第一種第一号水産動植物等の譲渡しの事業を行う場合にあつては、当該団体)に関するものに限る。)に関する事務 当該都道府県知事

二 (略)

三 法第十条第一項の規定による催告(その主たる事務所並びに工場、店舗、事業所及び倉庫が一の都道府県の区域内のみにある者に関するものに限る。)に関する事務 当該都道府県の知事

四 法第十条第二項の規定による催告(地域特定第一種水産動植物等取扱事業者に関するものに限る。)に関する事務 当該都道府県の知事

五 法第十条第一項又は第二項の規定による前二号に定める都道府県知事の催告に係る同条第四項の規定による命令(その主たる事

一 法第三条第一項の規定による届出の受理及び当該届出に係る同条第二項の規定による通知(特定第一種水産動植物の採捕の事業を行う者であつて、自らが採捕した特定第一種水産動植物又はこれを原材料とする加工品である特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業を行おうとするもののうち、一の都道府県知事のみ漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)その他の関係法令の規定による許可、免許その他の処分に基づいて当該採捕の事業を行うもの(その所属する団体が当該者に代わつてこれらの特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業を行う場合にあつては、当該団体)に関するものに限る。)に関する事務 当該都道府県知事

二 (略)

三 法第七条第一項の規定による催告(その主たる事務所並びに工場、店舗、事業所及び倉庫が一の都道府県の区域内のみにある者に関するものに限る。)に関する事務 当該都道府県の知事

四 法第七条第二項の規定による催告(地域特定第一種水産動植物等取扱事業者に関するものに限る。)に関する事務 当該都道府県の知事

五 法第七条第一項又は第二項の規定による前二号に定める都道府県知事の催告に係る同条第三項の規定による命令(その主たる事

務所並びに工場、店舗、事業所及び倉庫が当該都道府県知事の管轄する都道府県の区域内のみにある者に関するものに限る。)に関する事務 当該都道府県知事

六 法第十条第二項又は第三項の規定による勧告及び当該勧告に係る同条第四項の規定による命令(地域特定第一種第二号水産動物採捕事業者に関するものに限る。)に関する事務 当該都道府県知事

七 法第十一条第一項又は第二項の規定による届出の受理(地域特定第一種水産動物等取扱事業者又は地域特定第一種第二号水産動物採捕事業者に関するものに限る。)に関する事務 当該都道府県の知事

八 法第三十二条第一項の規定による特定第一種水産動物等取扱事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求(法第十三条の規定の施行に関するものを除く。)に関する事務 当該特定第一種水産動物等取扱事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

九 法第三十二条第一項の規定による特定第一種水産動物等取扱事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する立入検査(法第十三条の規定の施行に関するものを除く。)に関する事務 当該立入検査に係る場所の所在地を管轄する都道府県知事

254 (略)

5 都道府県知事は、第一項本文の規定により同項第三号から第六号までに掲げる事務を行った場合には、農林水産省令で定めるところ

務所並びに工場、店舗、事業所及び倉庫が当該都道府県知事の管轄する都道府県の区域内のみにある者に関するものに限る。)に関する事務 当該都道府県知事

(新設)

六 法第八条第一項又は第二項の規定による届出の受理(地域特定第一種水産動物等取扱事業者に関するものに限る。)に関する事務 当該都道府県の知事

七 法第十二条第一項の規定による特定第一種水産動物等取扱事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求(法第十条の規定の施行に関するものを除く。)に関する事務 当該特定第一種水産動物等取扱事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

八 法第十二条第一項の規定による特定第一種水産動物等取扱事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する立入検査(法第十条の規定の施行に関するものを除く。)に関する事務 当該立入検査に係る場所の所在地を管轄する都道府県知事

254 (略)

5 都道府県知事は、第一項本文の規定により同項第三号から第五号までに掲げる事務を行った場合には、農林水産省令で定めるところ

により、その内容を農林水産大臣に報告しなければならない。

6 都道府県知事は、第一項本文の規定により同項第八号又は第九号に掲げる事務（同項第三号から第六号までに掲げる事務に係るものを除く。）を行った場合には、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

7 農林水産大臣は、地域特定第一種水産動植物等取扱事業者若しくは地域特定第一種第二号水産動植物採捕事業者又はこれらの者とその事業に関して関係のある事業者について法第三十二条第一項の規定による報告の徴収若しくは物件の提出の要求又は立入検査を行った結果、当該地域特定第一種水産動植物等取扱事業者又は地域特定第一種第二号水産動植物採捕事業者が法第四条から第九条までの規定を遵守しておらず、又は正当な理由がなくて法第十条第一項から第三項までの規定に係る措置（第一項本文の規定により同項第三号、第四号又は第六号に定める都道府県知事がした勧告に係るものに限る。）をとっていないと認めるときは、その旨を当該都道府県知事に通知しなければならない。

8 第一項の場合において、農林水産大臣又は都道府県知事が同項第八号又は第九号に掲げる事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

により、その内容を農林水産大臣に報告しなければならない。

6 都道府県知事は、第一項本文の規定により同項第七号又は第八号に掲げる事務（同項第三号から第五号までに掲げる事務に係るものを除く。）を行った場合には、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

7 農林水産大臣は、地域特定第一種水産動植物等取扱事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者について法第十二条第一項の規定による報告の徴収若しくは物件の提出の要求又は立入検査を行った結果、当該地域特定第一種水産動植物等取扱事業者が法第四条から第六条までの規定を遵守しておらず、又は正当な理由がなくて法第七条第一項若しくは第二項の規定に係る措置（第一項本文の規定により同項第三号又は第四号に定める都道府県知事がした勧告に係るものに限る。）をとっていないと認めるときは、その旨を当該都道府県知事に通知しなければならない。

8 第一項の場合において、農林水産大臣又は都道府県知事が同項第七号又は第八号に掲げる事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

○ 卸売市場法施行令（昭和四十六年政令第二百二十一号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（生鮮食料品等の取引に関する法律）</p> <p>第二条 法第五条第二号（法第十四条において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〇二十五（略）</p> <p><u>二十六</u> 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号）</p>	<p>（生鮮食料品等の取引に関する法律）</p> <p>第二条 法第五条第二号（法第十四条において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〇二十五（略）</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p>（消費・安全局の所掌事務）</p> <p>第四条 消費・安全局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 特定第一種水産動植物等（特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号）<u>第二条第三項</u>に規定する特定第一種水産動植物等をいう。第三十四条第十号において同じ。）の取引等に係る情報の記録及び伝達に関すること（届出採捕者（同法第三条第三項に規定する届出採捕者をいう。第三十四条第十号において同じ。）及び特定第一種水産動植物等取扱事業者（特定第一種第二号水産動植物採捕事業者（同法第七条第一項に規定する特定第一種第二号水産動植物採捕事業者をいう。第二百二十三条第八号及び第三百二十八条第二号において同じ。）以外の同法第二条第五項に規定する特定第一種水産動植物等取扱事業者をいう。第三十四条第十号において同じ。）に対する同法第十条第一項又は第二項の規定による勧告、同条第四項の規定による命令並びに同法第三十二条第一項の規定による報告の徴収、物件の提出の要求及び立入検査の実施に係るものに限る。）。</p> <p>九～二十一 （略）</p> <p>（消費者行政・食育課の所掌事務）</p> <p>第三十四条 消費者行政・食育課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>（消費・安全局の所掌事務）</p> <p>第四条 消費・安全局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 特定第一種水産動植物等（特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号）<u>第二条第二項</u>に規定する特定第一種水産動植物等をいう。第三十四条第十号において同じ。）の取引等に係る情報の記録及び伝達に関すること（<u>同法第七条第一項又は第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令並びに同法第十二条第一項の規定による報告の徴収、物件の提出の要求及び立入検査の実施に係るものに限る。</u>）。</p> <p>九～二十一 （略）</p> <p>（消費者行政・食育課の所掌事務）</p> <p>第三十四条 消費者行政・食育課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p>

一〇九 (略)

十 特定第一種水産動植物等の取引等に係る情報の記録及び伝達に関すること(届出採捕者及び特定第一種水産動植物等取扱事業者に対する特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第十條第一項又は第二項の規定による勧告、同條第四項の規定による命令並びに同法第三十二條第一項の規定による報告の徴収、物件の提出の要求及び立入検査の実施に係るものに限る。)

一一〇 十三 (略)

(漁政部の所掌事務)

第二百二十二條 漁政部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇五 (略)

十六 水産物の加工、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること(消費・安全局、資源管理部及び漁港漁場整備部の所掌に属するものを除く。)

一〇七 二十七 (略)

(資源管理部の所掌事務)

第二百二十三條 資源管理部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇七 (略)

八 特定第一種第二号水産動植物等(特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第二條第四項に規定する特定第一種第二号水産動植物等をいう。第三百三十八條第二号において同じ。)の取引等に係る情報の記録及び伝達に関すること(特定第一種第二号水産動植物採捕事業者に対する同法第十條第二項又は第三項の

一〇九 (略)

十 特定第一種水産動植物等の取引等に係る情報の記録及び伝達に関すること(特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第七條第一項又は第二項の規定による勧告、同條第三項の規定による命令並びに同法第十二條第一項の規定による報告の徴収、物件の提出の要求及び立入検査の実施に係るものに限る。)

一一〇 十三 (略)

(漁政部の所掌事務)

第二百二十二條 漁政部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇五 (略)

十六 水産物の加工、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること(消費・安全局及び漁港漁場整備部の所掌に属するものを除く。)

一〇七 二十七 (略)

(資源管理部の所掌事務)

第二百二十三條 資源管理部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇七 (略)

(新設)

規定による勧告、同条第四項の規定による命令並びに同法第三十条第一項の規定による報告の徴収、物件の提出の要求及び立入検査の実施に係るものに限る。）。

(加工流通課の所掌事務)

第三十二条 加工流通課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 水産物の加工、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること
と(消費・安全局、資源管理部及び漁港漁場整備部の所掌に属するものを除く。)

二・三 (略)

(管理調整課の所掌事務)

第三十五条 管理調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 漁業(捕鯨業、海獣猟業及びかつお・まぐろ漁業を除く。)の指導及び監督(取締りを除く。次条第三号及び第三十八条第一号において同じ。)(漁獲監視官の所掌に属するものを除く。)

三 (略)

(漁獲監視官の職務)

第三十八条 漁獲監視官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 特定水産資源(漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一條第二項第三号に規定する特定水産資源をいう。)の漁獲の指導及び監督に関すること。

(加工流通課の所掌事務)

第三十二条 加工流通課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 水産物の加工、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること
と(消費・安全局及び漁港漁場整備部の所掌に属するものを除く。)

二・三 (略)

(管理調整課の所掌事務)

第三十五条 管理調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 漁業(捕鯨業、海獣猟業及びかつお・まぐろ漁業を除く。)の指導及び監督(取締りを除く。次条第三号及び第三十八条において同じ。)(漁獲監視官の所掌に属するものを除く。)

三 (略)

(漁獲監視官の職務)

第三十八条 漁獲監視官は、特定水産資源(漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一條第二項第三号に規定する特定水産資源をいう。)の漁獲の指導及び監督に関する事務をつかさどる。

二 特定第一種第二号水産動植物等の取引等に係る情報の記録及び伝達に関すること（特定第一種第二号水産動植物採捕事業者に対する特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第十條第二項又は第三項の規定による勸告、同條第四項の規定による命令並びに同法第三十二條第一項の規定による報告の徴収、物件の提出の要求及び立入検査の実施に係るものに限る。）。